

行政（法人）文書管理状況報告について

1 行政（法人）文書管理状況報告の定義

（行政文書等の管理に関する条例第 9 条・第 12 条）

各実施機関及び地方独立行政法人等が、行政(法人)文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告するもの。

2 管理状況の報告項目 （行政文書等の管理に関する条例施行規則第 7 条）

ファイル管理簿の記載状況
 点検の実施状況
 監査の実施状況
 研修の実施状況
 紛失又は誤廃棄の状況及びその対策に係る措置の実施状況
 罹災状況
 保存期間の状況
 管理の改善に係る取組状況

地方独立行政法人等は、 . . .

3 平成 27 年度及び平成 28 年度作成分 管理状況報告の概要

・平成 27 年度に作成されたファイル数

知事部局・企業局	39,625冊
議会事務局	188冊
教育庁	14,054冊
選挙管理委員会事務局	38冊
人事委員会事務局	169冊
監査委員事務局	396冊
公安委員会	20冊
県警本部	34,095冊
労働委員会事務局	111冊
収用委員会事務局	9冊
海区漁業調整委員会事務局	9冊
内水面漁場管理委員会事務局	3冊
病院局	159冊
公立大学法人熊本県立大学	546冊
熊本県住宅供給公社	263冊
熊本県道路公社	124冊

合計 89,809冊

・平成 27 年度に廃棄決定された過年度のファイル数

合計 30,434冊

・平成28年度に作成されたファイル数

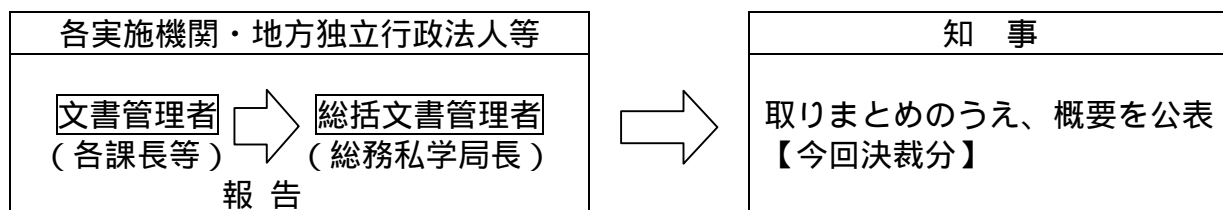
知事部局・企業局	41,791冊	
議会事務局	205冊	
教育庁	14,322冊	
選挙管理委員会事務局	37冊	
人事委員会事務局	168冊	
監査委員事務局	366冊	
公安委員会	15冊	
県警本部	39,088冊	
労働委員会事務局	109冊	
収用委員会事務局	19冊	
海区漁業調整委員会事務局	9冊	
内水面漁場管理委員会事務局	2冊	
病院局	179冊	
公立大学法人熊本県立大学	586冊	
熊本県住宅供給公社	180冊	
熊本県道路公社	118冊	
		合計97,194冊

・平成28年度に廃棄決定された過年度のファイル数

合計0冊 廃棄実施せず

4 報告の公表 (行政文書等の管理に関する条例第9条・第12条)

- (1) 公表日
平成30年2月28日(水)
- (2) 公表場所(行政文書ファイル管理簿の公表場所と合わせる。)
県庁新館1階情報プラザ
くまもと県民交流館
各地域振興局総務振興課(菊池、八代地域振興局においては総務課)
県庁ホームページ
- (3) 管理状況の公表までの手順



(参考条文)

熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年条例第11号)
 (管理状況の報告等)
 第9条 実施機関は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。
 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(管理状況の報告等)

第12条 地方独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則(平成24年3月31日規則第25号)

(報告すべき行政文書又は法人文書の管理の状況)

第7条 条例第9条第1項の規定により報告しなければならない行政文書の管理の状況は、行政文書に関する次に掲げる状況とする。

- (1) 行政文書ファイル管理簿の記載状況
- (2) 点検の実施状況
- (3) 監査の実施状況
- (4) 研修の実施状況
- (5) 紛失し、又は誤って廃棄した状況及びその対策に係る措置の実施状況
- (6) 罹災状況
- (7) 保存期間の延長状況
- (8) 管理の改善に係る取組状況

2 条例第12条第1項の規定により報告しなければならない法人文書の管理の状況は、法人文書に関する次に掲げる状況とする。

- (1) 法人文書ファイル管理簿の記載状況
- (2) 紛失し、又は誤って廃棄した状況及びその対策に係る措置の実施状況
- (3) 罹災状況
- (4) 管理の改善に係る取組状況